受193号
23.4.26
付
小郡三井医師会

福県医発第２７５号（地）
平成２３年４月２６日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松 田　峻 一 良
（公 印 省 略）

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療）について」の一部改正について

いわゆる「遠隔診療」につきましては、すでに平成９年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知において、基本的考え方および実施にあたっての留意事項が示されているところであります。

今般、平成22年６月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針について」を受けて、厚生労働科学研究において一定の遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められた２種類の疾患(在宅脳血管障害療養患者及び在宅がん患者)を例示に追加するなど、遠隔診療が認められるべき要件を明確化するため、前記通知の一部が改正された旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、同通知の「基本的考え方」として、「診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである」ことは従来通りである旨、申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

医療

日医発31号(法安07)
平成23年４月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会 長　原中 勝征

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療）について」の一部改正について

いわゆる「遠隔診療」につきましては、すでに平成９年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知において、基本的考え方および実施にあたっての留意事項が示され、平成10年1月９日付け日医発第886号(法24)によりお知らせしているところであります。

今般、平成22年６月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針について」を受けて、厚生労働科学研究において一定の遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められた２種類の疾患(在宅脳血管障害療養患者及び在宅がん患者)を例示に追加するなど、遠隔診療が認められるべき要件を明確化するため、前記通知の一部が改正され、別添のとおり本職あてに周知方の依頼がありました。

つきましては、その写しをお送りいたしますので、貴会管下会員への周知方をご高配賜りたくお願い申しあげます。

なお、同通知の「基本的考え方」として、「診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである」ことは従来通りである旨、申し添えます。

写

医政発０３３１第６号
平成２３年３月３１日

社団法人 日本医師会会長　殿

厚生労働省医政局長

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について

標記について、別添通知を各都道府県知事あて発出したので、貴殿におかれましても、御了知の上、会員等各位へ御周知いただきますようお願いいたします。

写

医政発０３３１第５号
平成２３年３月３１日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長

「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の
一部改正について

情報通信機器を応用し診療の支援に用いるいわゆる遠隔診療（以下単に「遠隔診療」という。）については、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成９年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知）により、その基本的考え方及び留意事項を示しているところである。

今般、平成22年６月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針について」を受けて、厚生労働科学研究において一定の遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められた２種類の疾患（在宅脳血管障害療養患者及び在宅がん患者）を例示に追加するなど、遠隔診療が認められるべき要件を明確化するため、別紙のとおり改正することとした。

貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関等へ周知方願いたい。

○　情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（平成９年１２月２４日健政発第１０７５号）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
１　基本的考え方
（略）
２　留意事項
（１）・（２）　（略）
（３）　（１）及び（２）にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
ア　（略）
<u>イ　直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療（例えば別表に掲げるもの）を実施する場合</u>
（４）～（９）　（略）

別表
<table>
<tr><th>遠隔診療の対象</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td><u>在宅脳血管障害療養患者</u></td><td><u>在宅脳血管障害療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。</u></td></tr>
</table>
</td><td>
１　基本的考え方
（略）
２　留意事項
（１）・（２）　（略）
（３）　（１）及び（２）にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
ア　（略）
イ　アに準ずる場合であって、直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、別表に掲げる遠隔診療など遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められるものについて、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で、行うとき
（４）～（９）　（略）

別表
<table>
<tr><th>遠隔診療の対象</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

在宅がん患者	在宅がん患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。	